

第10回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

計算書類の個別注記表

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tokyobase.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

株式会社T O K Y O B A S E

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・ 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- ・ その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

- ・ 商品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・ 貯蔵品
最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物（平成28年3月31日以前に取得した建物附属設備を除く）

定額法を採用しております。

その他

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 5年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度において、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため貸倒引当金は計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しており

③ ポイント引当金

ます。

顧客に付与された当社ポイントの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき、翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「受取補償金」（当事業年度は、279千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

3. 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 21,554千円

短期金銭債務 9,283千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高 72,028千円

販売費及び一般管理費 61,679千円

営業取引以外の取引による取引高 2,535千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,699,600株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式 106株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

393,000株

(注) 平成30年3月1日付をもって普通株式1株を3株にする株式分割を行っておりますが、株主資本等変動計算書に関する注記においては、当該株式分割前の株式数を記載しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は原則として、流動性・安全性に長けた金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブ取引については行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、売掛金に係る与信先は主に大手デベロッパーやクレジットカード会社であります。

不動産貸借等物件に係る差入保証金は、差入先・預託先の経済的破綻によりその一部又は全額が回収できないリスクがあります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

I. 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社は、リスク管理規程に従い、営業債権について、取引先毎に残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

また、差入保証金についても定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

II. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

III. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動す

ることがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	4,035,533千円	4,035,533千円	一千円
(2) 売 掛 金	705,815	705,815	—
(3) 関係会社長期貸付金	62,535	62,535	—
(4) 差 入 保 証 金	472,777	472,441	△336
資 産 計	5,276,661	5,276,325	△336
(1) 買 掛 金	1,046,937	1,046,937	—
(2) 未 払 金	15,750	15,750	—
(3) 未 払 費 用	363,191	363,191	—
(4) 未 払 消 費 税 等	44,070	44,070	—
(5) 未 払 法 人 税 等	259,171	259,171	—
(6) 長 期 借 入 金 (1年内返済予定の 長期借入金含む)	1,568,033	1,567,275	△757
負 債 計	3,397,154	3,296,397	△757

(注1) 金融商品の時価等に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金は固定金利によるものであり、これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、市場金利及び貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

貸借対照表に計上した差入保証金の価額については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。但し、対応する残存期間の国債金利が負である場合は、時価を簿価と合わせることであります。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払消費税等、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注２) 投資有価証券15,952千円及び関係会社株式113,325千円については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象には含めておりません。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与	31,766千円
未払社会保険料	4,503千円
ポイント引当金	17,938千円
未払事業税	13,730千円
未払事業所税	1,838千円
たな卸資産評価損	3,087千円
減価償却超過額	79千円
一括償却資産償却超過額	1,791千円
敷金	9,624千円
資産除去債務	1,643千円
繰延税金資産合計	86,003千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,221千円
繰延税金負債合計	△1,221千円
繰延税金資産の純額	84,781千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	谷 正人	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 20.9 間接 6.3	—	ストック・オプションの権利行使	23,868	—	—
役員	中水 英紀	—	—	当社取締役CFO	(被所有) 直接 14.1 間接 1.9	—	ストック・オプションの権利行使	117,654	—	—

(注) スtock・オプションの権利行使は、平成24年4月26日開催の臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき付与された第1回ストック・オプション、平成25年12月19日開催の臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき付与された第2回ストック・オプション及び平成28年8月26日開催の取締役会決議に基づき付与された第4回ストック・オプションのうち、当事業年度における新株予約権の権利行使について記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|--------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 86円57銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 26円99銭 |

(注) 当社は平成30年3月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び定款の一部変更)

当社は平成30年1月12日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり、株式の分割及び定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性を高めて、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的とするものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

平成30年2月28日（水曜日）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する当社株式1株につき、3株の割合をもって分割いたしました。

(2) 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	15,699,600 株
今回の株式分割により増加する株式数	31,399,200 株
株式分割後の当社発行済株式総数	47,098,800 株
株式分割後の発行可能株式総数	144,000,000 株

3. 株式分割の日程

(1) 基準日公告日	平成30年2月13日（火曜日）
(2) 分割基準日	平成30年2月28日（水曜日）
(3) 効力発生日	平成30年3月1日（木曜日）

4. 資本の額の変更

今回の分割に際して、当社の資本金の額の増加はありません。

5. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、平成30年3月1日（木曜日）をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたしました。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(表中下線は変更部分)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>48,000,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>144,000,000</u> 株とする。

(3) 変更の日程

効力発生日 平成30年3月1日(木曜日)

6. 新株予約権行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、新株予約権の1株当たりの権利行使価格を平成30年3月1日(木曜日)以降、以下のとおり調整いたしました。

新株予約権の名称	調整前行使価格	調整後行使価格
第2回新株予約権	34円	12円
第3回新株予約権	79円	27円
第4回新株予約権	1,476円	492円
第5回新株予約権	4,645円	1,549円

(募集新株予約権(有償ストックオプション)の発行)

当社は、平成30年2月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役に対し、新株予約権を発行することを決議し、平成30年3月30日に下記のとおり割当が行われ、平成30年3月30日に払込が完了しております。

I 新株予約権の発行の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の1.40%に相当します。この点、本新株予約権は当社の過去最高の業績である前期ののれん償却前営業利益から約3倍に近い水準である2,969百万円以上を平成32年2月期までに達成した場合にのみ、すべての新株予約権の権利行使が可能となる条件は付されており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社TOKYO BASE 第6回新株予約権

2. 新株予約権の数

6,600個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式660,000株とし、下記4.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、6,100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルート・コンサルティングが、当社の株価情報等（株価1,218.3円/株（※1）、満期までの期間3年、株価変動性（ボラティリティ）68.32%（※2）、無リスク利率-0.103%、配当利回り0%、行使価額1,219円/株（※3）、業績条件）を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額に決定したものである。

（※1）本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前日である平成30年2月14日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値（3,655円）をもとに、平成30年2月28日を基準日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割が実施されたことを考慮した値を採用しております。

（※2）満期までの期間（3年間）に対応した当社の株価変動性の平均を採用しております。

（※3）下記4.（2）に記載のとおりであります。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後を基準日として、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,219円とする。（本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前日である平成30年 2 月14日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値（3,655円）をもとに、平成30年 2 月28日を基準日として普通株式 1 株につき 3 株の割合で株式分割が実施されたことを考慮して記載しております。）

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額／分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcll} \text{調整後行使価額} & = & \text{調整前行使価額} & \times \text{株式数} \\ & & \text{既発行株式数} & + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}} \end{array}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株

式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

（３）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成31年6月1日から平成33年3月29日までとする。

（４）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（５）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（６）新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、平成31年2月期又は平成32年2月期のいずれかの期の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）におけるのれん償却前営業利益が下記（a）又は（b）に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記（a）又は（b）に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。

（a）2,284百万円を超過した場合：行使可能割合 50%

（b）2,969百万円を超過した場合：行使可能割合 100%

② ただし、平成31年2月期又は平成32年2月期のいずれかの期におけるのれん償却前営業利益が2,000百万円を下回った場合には、上記①に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以後、本新株予約権は行使できないものとする。

③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の割当日

平成30年 3 月30日

6. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 4. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 4. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記4.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記6に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成30年3月30日

10. 申込期日

平成30年3月19日

11. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役3名に対し6,600個

なお、上記の人数及び個数は上限数を示したものであり、本新株予約権に対する引受けの申込み状況等により、割当てを受ける人数及び個数は減少することがある。

以上